

市立学校の就学援助の申請要件の拡大について ～新型コロナウイルス感染症対策～

三木市では、経済的な理由により小・中学校へ就学させることが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校で必要とされる費用の一部を援助しています。

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、就学に必要な費用の支払いが困難となった方を対象に要件を拡大し、通常の前年所得ではなく、減少した現在の世帯の収入状況により認定します。

記

1 申請要件

- (1) 生活保護が停止または廃止された方
- (2) 世帯全員の市民税が非課税の方
- (3) 児童扶養手当を受給している方
- (4) 世帯の総所得額が認定基準額以下の方
- (5) その他特別な事情がある方

(新型コロナウイルス感染症による所得の減収を含む。)

2 就学援助の内容

学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代、学校給食費等にかかる費用

3 申請の方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて児童生徒が在籍する学校または教育委員会学校教育課（市役所5階）へ提出してください。

4 申請期間 6月11日（木）～ 7月15日（水）

5 その他

予算については、約800万円を見込んでおり、6月議会において追加補正予算の提案を予定しています。

問い合わせ先 三木市教育委員会教育振興部学校教育課
電話 0794-82-2000（内線 3546）